

奈良県広域水道企業団公印規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月31日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団企業管理規程第43号

奈良県広域水道企業団公印規程の一部を改正する規程

奈良県広域水道企業団公印規程（令和6年11月企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第8条を第10条とし、第7条の次に次の2条を加える。

（公印の印影印刷）

第8条 施行する文書のうち件数が非常に多く、かつ、定例的又は定型的なものについては、保管責任者（企業長印にあつては、事務局長）の承認を受けて、公印の押印に代え、公印の印影（その縮小したものを含む。以下同じ。）を印刷することができる。

2 前項の場合において、事務局長の承認を受けようとするときは、公印印影印刷協議書（第2号様式）を事務局長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により公印の印影を印刷した用紙類は、保管責任者において厳重に保管し、その使用状況を公印印影印刷物受払簿（第3号様式）により常に明らかにしておかなければならない。

4 第4条の規定は、第1項の規定により公印の印影を印刷した用紙類について準用する。

（電子公印）

第9条 施行する文書のうち電子計算機を利用して事務の処理を行うシステムを用いて作成するもので、件数が非常に多く、かつ、定例的又は定型的なものについては、保管責任者（企業長印又は当該システムにおいて2以上の公印を取り扱う場合における当該2以上の公印にあつては、事務局長）の承認を受けて、公印の押印に代え、電子計算機に記録した公印の印影（以下「電子公印」という。）を使用することができる

2 前項の場合において、事務局長の承認を受けようとするときは、電子公印使用協議書（第4号様式）を事務局長に提出しなければならない。

3 電子公印の使用に当たっては、当該電子公印の偽造、不正な使用、漏えい、滅失及び毀損の防止その他電子公印の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 電子公印の偽造、不正な使用、漏えい、滅失、毀損その他の事故が判明したときは、直ちにその旨を事務局長に届け出なければならない。

5 電子公印の使用を廃止したときは、直ちに当該電子公印を電子計算機から

消去するとともに、その旨を公印保管者（企業長印又は当該システムにおいて2以上の公印を取り扱う場合における当該2以上の公印にあつては、事務局長）に届け出なければならない。

6 公印保管者は、第1項の規定による承認をしたとき又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を事務局長に届け出なければならない。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

| 整理番号 | 種類        | 寸法（ミリメートル） | ひな型                           | 使用区分   | 保管責任者                        |
|------|-----------|------------|-------------------------------|--|------------------------------|
| 1    | 企業団印      | 方24        | 奈良県広域水道企業団之印                  | 企業団名で発する文書   | 総務部総務課長                      |
| 2    | 企業長印      | 方24        | 奈良県広域水道企業団企業長之印               | 企業長名で発する文書   | 総務部総務課長                      |
| 3    | 企業長印      | 方24        | 奈良県広域水道企業団企業長之印<br>〇〇事務所      | 企業長名で発する文書であつて、市町村事務所、広域水道センター又は水質管理センターにおいて施行するもの | 市町村事務所、広域水道センター又は水質管理センターの所長 |
| 4    | 企業長職務代理人印 | 方24        | 奈良県広域水道企業団企業長職務代理人之印          | 企業長職務代理人名で発する文書                                    | 総務部総務課長                      |
| 5    | 企業長職務代理人印 | 方24        | 奈良県広域水道企業団企業長職務代理人之印<br>〇〇事務所 | 企業長職務代理人名で発する文書であつて、市町村事務所、広域水道センター又は水質管理センター      | 市町村事務所、広域水道センター又は水質管理センターの所長 |

|   |            |       |                              |                   |             |
|---|------------|-------|------------------------------|-------------------|-------------|
|   |            |       |                              | ンターにおいて<br>施行するもの |             |
| 6 | 事務局長印      | 方 2 1 | 奈良県広域<br>水道企業団<br>事務局長印      | 事務局長名で発<br>する文書   | 総務部総務<br>課長 |
| 7 | 企業出納員<br>印 | 方 1 8 | 奈良県広<br>域水道企<br>業団企業<br>出納員印 | 企業出納員名で<br>発する文書  | 企業出納員       |

別記様式を第 1 号様式とし、同様式の次に次の 3 様式を加える。

第2号様式（第8条関係）

第 年 号  
年 年 日

事務局長 殿

課（所）長

公印印影印刷協議書

次のとおり公印の印影を印刷したいので協議します。

|           |                     |
|-----------|---------------------|
| 公印の名称     |                     |
| 印刷物の名称    |                     |
| 印刷枚数      |                     |
| 使用期間      | 年 月 日から<br>年 月 日まで  |
| 印刷時の公印の色  | 色                   |
| 印刷時の公印の寸法 | 実寸大 ・ 縮小（縦 mm×横 mm） |
| 印刷する理由    |                     |



第4号様式（第9条関係）

第 年 号  
年 年 日

事務局長 殿

課（所）長

電子公印使用協議書

次のとおり電子公印を使用したいので協議します。

|                          |                     |
|--------------------------|---------------------|
| システムの名称                  |                     |
| 公印の名称                    |                     |
| 出力する帳票の名称                |                     |
| 使用開始時期                   | 年 月 日から             |
| 出力時の公印の色                 | 色                   |
| 出力時の公印の寸法                | 実寸大 ・ 縮小（縦 mm×横 mm） |
| 出力する理由                   |                     |
| 偽造、不正使用、漏えい、滅失、毀損の防止等の措置 |                     |

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。